

10

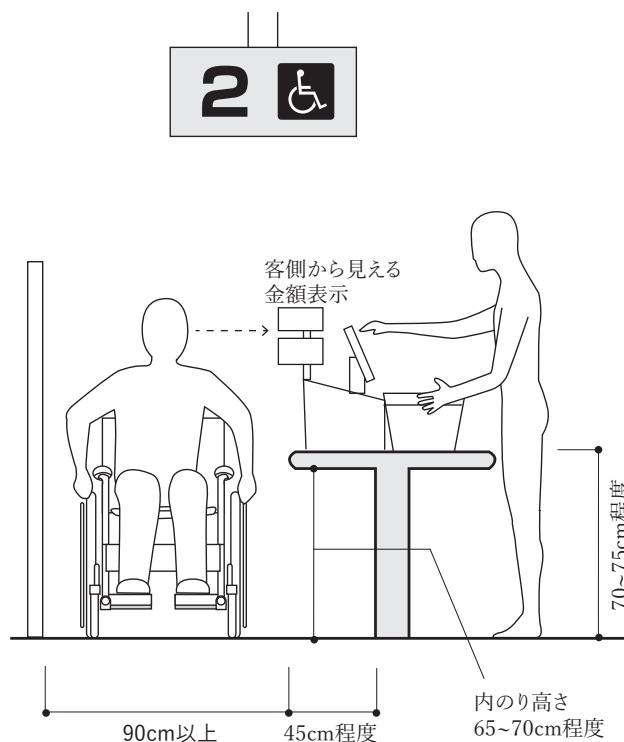
レジ通路等

整備の基本的な考え方

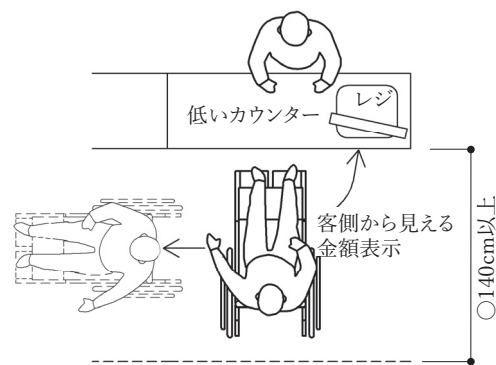
○高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、レジ通路等を整備する。

| 整備基準 | 解説 | 望ましい水準 |
|--|---|---|
| 別表第1の4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((1)から(4)までの施設に限る。)及び11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が300㎡以上の同表の8((6)から(11)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上のレジ通路等の幅は、90cm以上とすること。 | <p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「別表第1の4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((1)から(4)までの施設に限る。)及び11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：博物館等、集会場等、金融機関店舗、ガス事業者営業所等、電気事業者営業所等、電気通信事業者営業所等、公衆浴場、劇場等、展示場、運動施設</p> <p>◆「用途面積が300㎡以上の同表の8((6)から(11)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡以上の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等</p> <p>→2敷地内の通路の表「■主要寸法の考え方」(48頁)を参照</p> | <p>○全てのレジ通路等の幅を90cm以上とする。</p> <p>○従業員と利用者が正対する場合は幅140cm以上</p> |

□レジ通路等の整備例



■従業員と利用者が正対する場合のレジ通路等の例



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p 2-217を加工して作成

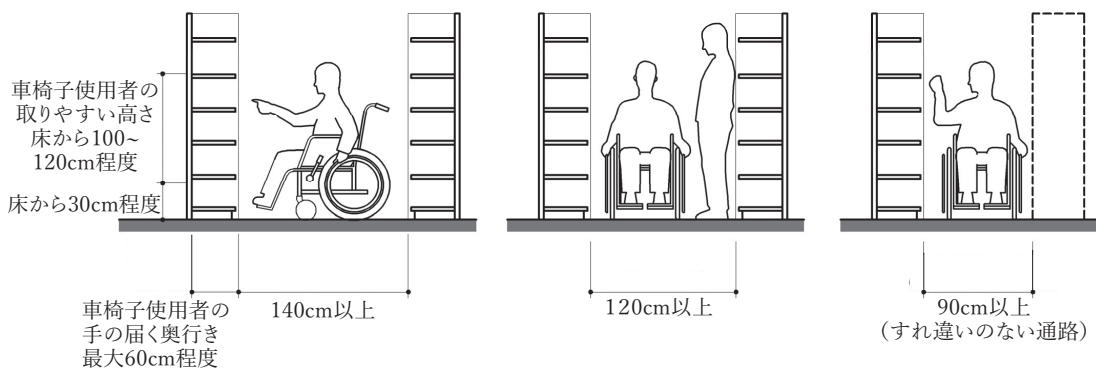


memo

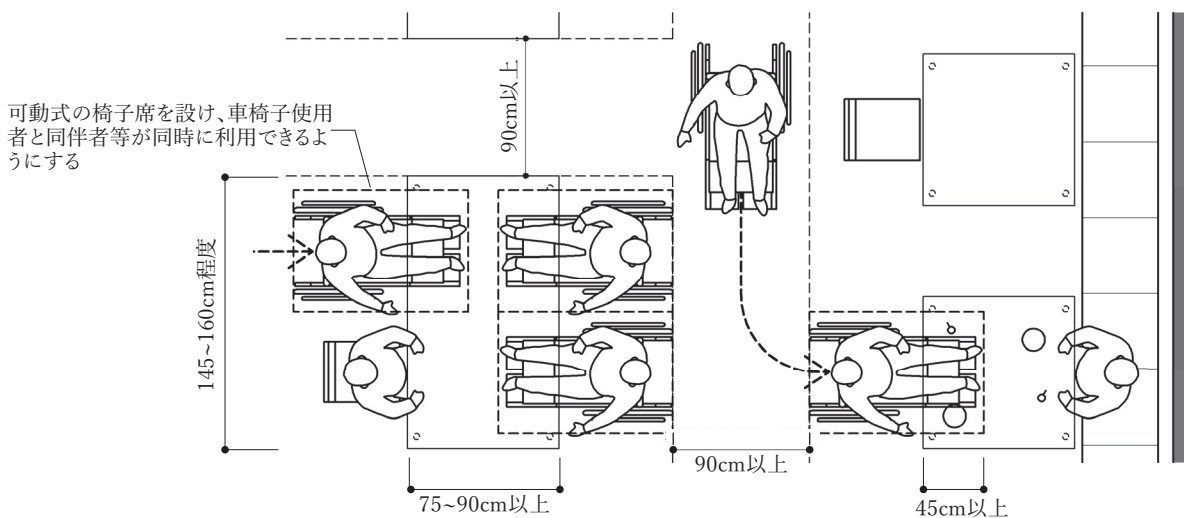
■ 日常的に利用される店舗等における高齢者、障害者等の円滑な利用への配慮

- 高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、日常生活において利用される物販店舗・飲食店舗・サービス業店舗・診療所等は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障害者等の円滑な利用の実現が求められている。
- テナントビルにおいては、店舗の入れ替え等により利用者の利便性に影響がでないよう、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づけることや、共用部分に高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路や便所等を設けることが求められる。
- 店舗内部の設計のポイント
 - ・ 高齢者、障害者等と他の利用者が同じ店舗の主出入口を利用できるように計画する。
 - ・ 店舗内の動線計画は、利用者にわかりやすいものとし、見通しを確保する。
 - ・ 飲食店舗においては、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
可動式のテーブルを設けるなど、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅の確保等が容易でフレキシブルな全体計画を行う。
 - ・ 通路は、車椅子使用者や白杖を持った視覚障害者、補助犬を連れた障害者等が円滑に移動できる幅員(90cm以上)を確保する。
 - ・ 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
 - ・ 通路に傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
 - ・ 壁や商品棚には、視覚障害者が白杖で把握できないような突出物を設けない。
 - ・ 床の仕上げは、滑りにくいものとする。

■ 物販店舗の通路の例



■ 飲食店の通路、可動式椅子の例



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p2-218、219を加工して作成